

**【表紙】**

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                 |
| 【提出先】               | 近畿財務局長                  |
| 【提出日】               | 平成21年11月13日             |
| 【会社名】               | カルナバイオサイエンス株式会社         |
| 【英訳名】               | Carna Biosciences, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 吉野 公一郎          |
| 【本店の所在の場所】          | 神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号   |
| 【電話番号】              | 078-302-7039(代表)        |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役経営管理本部長 相川 法男        |
| 【最寄りの連絡場所】          | 神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号   |
| 【電話番号】              | 078-302-7039(代表)        |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役経営管理本部長 相川 法男        |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                      |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 一般募集 326,700,000円       |

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成21年10月30日(金)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

|              |   |
|--------------|---|
| 【安定操作に関する事項】 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li><li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社ジャスダック証券取引所であります。</li></ol> |
|--------------|---|

|            |  |
|------------|--|
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所<br>(東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号) |
|------------|--|

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数       | 内容  |
|------|-----------|---|
| 普通株式 | 5,000株(注) | 完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。<br>なお、当社は種類株式発行会社ではありません。<br>当社は単元株制度は採用しておりません。 |

(注) 1 平成21年11月13日(金)開催の取締役会決議によります。

2 本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東洋証券株式会社が当社株主から750株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集とは別に、平成21年11月13日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式750株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成21年11月25日(水)から平成21年11月30日(月)までの間のいずれの日（以下「価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数    | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------|-------------|-------------|
| 株主割当        |        |             |             |
| その他の者に対する割当 |        |             |             |
| 一般募集        | 5,000株 | 326,700,000 | 163,350,000 |
| 計(総発行株式)    | 5,000株 | 326,700,000 | 163,350,000 |

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受により募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額であります。

- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成21年10月30日(金)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円)   | 発行価額(円)      | 資本組入額(円)   | 申込株数単位 | 申込期間                                       | 申込証拠金(円)        | 払込期日                  |
|---|--------------|------------|--------|--|-----------------|-----------------------|
| 未定<br>(注)1、2<br>発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。 | 未定<br>(注)1、2 | 未定<br>(注)1 | 1株     | 自 平成21年12月1日(火)<br>至 平成21年12月2日(水)<br>(注)3 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成21年12月7日(月)<br>(注)3 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成21年11月25日(水)から平成21年11月30日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を新規発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.carnabio.com/japanese/ir/news/2009.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成21年11月24日(火)から平成21年11月30日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成21年11月25日(水)から平成21年11月30日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成21年11月25日(水)の場合、申込期間は「自 平成21年11月26日(木) 至 平成21年11月27日(金)」、払込期日は「平成21年12月2日(水)」

発行価格等決定日が平成21年11月26日(木)の場合、申込期間は「自 平成21年11月27日(金) 至 平成21年11月30日(月)」、払込期日は「平成21年12月3日(木)」

発行価格等決定日が平成21年11月27日(金)の場合、申込期間は「自 平成21年11月30日(月) 至 平成21年12月1日(火)」、払込期日は「平成21年12月4日(金)」

発行価格等決定日が平成21年11月30日(月)の場合は、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成21年11月25日(水)の場合、受渡期日は「平成21年12月3日(木)」

発行価格等決定日が平成21年11月26日(木)の場合、受渡期日は「平成21年12月4日(金)」

発行価格等決定日が平成21年11月27日(金)の場合、受渡期日は「平成21年12月7日(月)」

発行価格等決定日が平成21年11月30日(月)の場合、受渡期日は「平成21年12月8日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

なお、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、平成21年1月5日以降当社は株券不発行会社となっておりますので、株券の交付は行われません。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

| 店名               | 所在地           |
|------------------|---------------|
| 株式会社三井住友銀行 神戸営業部 | 神戸市中央区浪花町56番地 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所               | 引受株式数  | 引受けの条件   |
|------------|------------------|--------|--|
| 東洋証券株式会社   | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 | 5,000株 | 1 買取引受けによります。<br>2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。<br>3 引受手数料は支払われません。<br>ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 計          | -                | 5,000株 | -  |

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 326,700,000 | 8,000,000    | 318,700,000 |

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成21年10月30日(金)現在の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額318,700千円につきましては、創薬事業における運転資金(主に国立がんセンターとの共同研究に係る前臨床試験費用等の研究開発資金)に充当する予定です。なお、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

(注) 「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限48,705千円については、全額を創薬事業における運転資金(研究開発資金)に充当予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東洋証券株式会社が当社株主から750株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、750株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東洋証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を東洋証券株式会社に取得させるために、当社は平成21年11月13日（金）開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式750株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成21年12月25日（金）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、東洋証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年12月22日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東洋証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東洋証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東洋証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、東洋証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東洋証券株式会社による上記当社株主から当社普通株式の借入れは行われません。したがって東洋証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社ジャスダック証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 750株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | 東洋証券株式会社  |
| (5) 申込期間（申込期日）       | 平成21年12月24日(木)  |
| (6) 払込期日             | 平成21年12月25日(金)  |
| (7) 申込株数単位           | 1株  |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成21年11月25日(水)の場合、「平成21年11月30日(月)から平成21年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成21年11月26日(木)の場合、「平成21年12月1日(火)から平成21年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成21年11月27日(金)の場合、「平成21年12月2日(水)から平成21年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成21年11月30日(月)の場合、「平成21年12月3日(木)から平成21年12月22日(火)までの間」となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は東洋証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東洋証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及び当社ストック・オプション制度に基づく新株予約権の行使にかかる普通株式の交付による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合においても、東洋証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3 【その他の記載事項】

特に新株式発行届出並びに株式売出目論見書に掲載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.carnabio.com/japanese/ir/news/2009.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に本目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

#### [株価情報等]

##### 1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成20年3月25日から平成21年10月30日までの株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

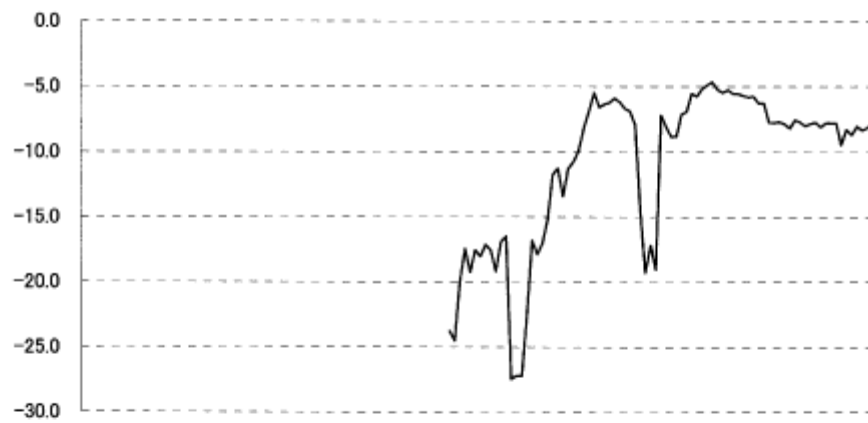
なお、当社株式は、平成20年3月25日付をもって株式会社ジャスダック証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高については該当事項はありません。



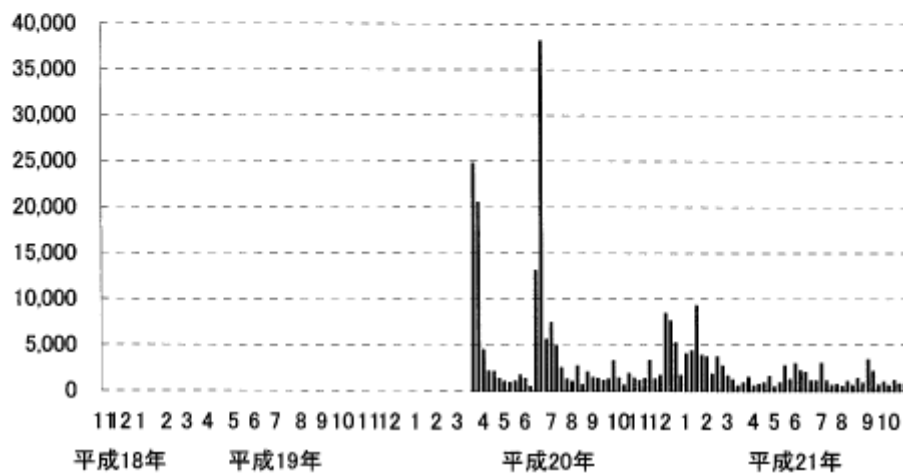
株価(円)



PER(倍)



株式売買高(株)



（注）１．株価グラフの中の１本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の４種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱型、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

２．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損失}}$$

- ・平成20年3月25日から平成20年12月30日については、平成19年12月期有価証券報告書の平成19年12月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
- ・平成21年1月5日から平成21年10月30日については、平成20年12月期有価証券報告書の平成20年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

（平成19年12月期及び平成20年12月期は、1株当たり当期純損失を計上していますのでP E Rは、マイナスとなっております。）

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成21年5月13日から平成21年11月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は以下のとおりであります。

| 提出者（大量保有者）<br>の氏名又は名称 | 報告義務発生日     | 提出日         | 区分             | 保有株券等の総<br>数（株） | 株券等保<br>有割合<br>（％） |
|-----------------------|-------------|-------------|----------------|-----------------|--------------------|
| バイオ・サイト・キャピタル株式会社     | -           | 平成21年7月8日   | 訂正報告書<br>（注）1． | 3,750           | 7.05               |
| CSKベンチャーキャピタル株式会社     | 平成21年10月14日 | 平成21年10月21日 | 変更報告書          | -               | -                  |
| CSKベンチャーキャピタル株式会社     | 平成21年10月14日 | 平成21年10月22日 | 訂正報告書<br>（注）2． | -               | -                  |
| CSKベンチャーキャピタル株式会社     | 平成21年10月13日 | 平成21年10月22日 | 変更報告書          | 2,949           | 5.54               |

（注）１．当該訂正報告書は、平成20年3月31日付で提出された大量保有報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。

２．当該訂正報告書は、平成21年10月21日付で提出された変更報告書は報告義務がなかったため、取り下げのために提出されたものであります。

３．上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社ジャスダック証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

- ・今回の一般募集と同時に当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行いますので、「第一部 証券情報 第2 売出要項」に以下の事項を記載いたします。(ただし、当該売出しについては、金融商品取引法第4条第1項ただし書の規定により同項本文の規定による届出は行っておりません。)なお、オーバーアロットメントによる売出しの売出人は東洋証券株式会社、売出株式数は上限750株であります。

1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

当該売出しに係る株式の「種類」、「売出数」、「売出価額の総額」及び「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」に関する事項

2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

当該売出しに係る「売出価格」、「申込期間」、「申込単位」、「申込証拠金」、「申込受付場所」、「引受人の住所及び氏名又は名称」及び「元引受契約の内容」に関する事項

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 発行済株式総数、資本金の増減

第四部 組込情報の第6期有価証券報告書「第一部 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金等については、本有価証券届出書提出日（平成21年11月13日）までにおいて変更が生じており、「発行済株式総数、資本金等の推移」として次のとおり追加します。

| 年月日                              | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額(千円) | 資本準備金<br>残高(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成21年1月1日～<br>平成21年11月13日<br>(注) | 35                    | 53,305           | 1,750          | 1,966,320     |                  | 513,787         |

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

### 2 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第6期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年11月13日）までの間において変更、追加及び削除すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更、追加、及び削除箇所については\_ 〃で示しております。

#### 事業等のリスク

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

(1) 当社グループの事業に関するリスクについて

創薬支援事業

a. キナーゼ阻害薬に特化するリスク

当社グループの創薬支援事業は、主としてキナーゼを対象商品としているため、キナーゼ阻害薬の研究開発を進める製薬企業の減少により、当社グループの事業方針の変更を余儀なくされる可能性、または当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの予想どおりキナーゼ阻害薬の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 競合リスク

競合他社がキナーゼタンパク質の提供種類を増やし、当社グループのみが販売している商品の数が減少または無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。競合他社が画期的な技術で先行した場合、当社グループの優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。創薬スピードが年々速まっており、当社グループは積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c. パートナーに影響されるリスク

当社グループのアライアンス先とのシナジー効果を創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社グループの製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリアライフサイエンス社の経営不振または経営方針の変更により、当社グループがプロファイリング・サービスを行うに当たって使用する同社が製造する機器（LabChip3000）の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該機器と同等の機能を持った代替機がないため、機器の製造中止や保守が困難な場合、もしくは、測定部品の供給がされない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼすことがあります。

d. 契約リスク

「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、OSI社との平成19年10月に締結した「COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT（共同サービス契約）」には一定の場合における解除事由等が定められており、OSI社側から当該解除の申し出があった場合や、更新拒絶、その他何らかの理由により契約の終了等が生じた場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

クリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスに係る独占的販売契約が第3四半期連結会計期間に消滅していることから次の記載を削除します。

e. 代替設備を利用する場合のリスク

X線結晶構造解析サービスにおいて、何らかの理由により、韓国の放射光施設を利用できない場合、顧客へのサービス提供に遅れが生じる可能性があり、その場合には売上計上時期の遅れや顧客を逃すことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

e. 製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社グループは製薬企業の研究部門を主要な顧客とします。製薬企業の創薬研究は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起こり得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社グループに対しての発注が行われない場合は、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。特に欧米の製薬企業は、日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業の創薬研究において大きな変化が生じる可能性があり、その場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

f. 北米での事業展開に関するリスク

当社グループは、北米での新たな顧客基盤を開拓するために米国に子会社を設け、今後、売上の増加を図っております。しかしながら、北米でのキナーゼ創薬の研究開発は競争が激しいため、当社グループの予測どおり顧客開拓ができず、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

**創薬事業**

**a. キナーゼ阻害薬の候補化合物の導出に関するリスク**

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬の候補化合物を導出する場合（例えば前期第2相臨床試験（フェーズ a）での導出を計画していたが、第1相臨床試験（フェーズ ）での導出を行った場合）、契約締結時に受領する契約一時金の金額が予定額より変更され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めたとえ、契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社グループの想定どおりに契約が締結できない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

**b. 創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク**

当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上を立てながら、支出の先行する創薬事業を進めておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、余剰資金と事業継続の点から、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

研究開発の進捗リスク

当社グループの創薬支援事業及び創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、あるいは、既開発のキナーゼが増えるに従い新規キナーゼの開発が困難となるため、計画通りに新たな製品開発を行うことができない可能性があり、その場合、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

大学及び公的研究機関との共同研究リスク

当社グループは、大学の研究者(教授)との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、大学教授と当社グループの研究顧問の兼業を行っていることから、当社グループとしましては、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社グループは、当該研究者との研究顧問契約を継続してゆく考えであります。法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、大学との共同研究についても、当社グループの想定通り進捗しない可能性があります。

(3) クリスタルゲノミクス社との関係について

クリスタルゲノミクス社との共同研究契約に関するリスク

「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、契約期間中、第三者との間において本契約が定めるターゲットについて同様の研究を行わないこととされていることから、契約が定めるターゲットに関する他企業との共同研究の機会を失う恐れがあります。また、クリスタルゲノミクス社とは、「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、当社グループとの2社による共同研究を\*進めておりますが、本共同研究は当社グループの想定どおりに進捗する保証は無いため、将来、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本共同研究契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

\*次の文言を削除し、その代わりに上記の通り「を」を追加しています。

「だけでなく、SBIバイオテック株式会社を含む3社による共同研究も」



クリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスに係る独占的販売契約が第3四半期連結会計期間に消滅していることから次の記載を削除します。

#### クリスタルゲノミクス社との販売提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社の経営不振または経営方針の変更により、同社から共結晶構造解析データが提供されない場合、同社からX線結晶構造解析データが提供されない場合、化合物の構造により共結晶を取得することが困難な場合、化合物の構造によりキナーゼの結晶構造を取得することが困難な場合、顧客への解析データの提供が納期に間に合わない場合、また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本販売提携に係る契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社が経営破綻した場合、または同社株式が大きく下落した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、同社への出資は外貨(ウォン)で行われているため、ウォンが将来、円に対して大きく変動した場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

#### (4) 社内体制について

##### 小規模であることの人材リスク

限られた人材の中で、業務執行上、取締役及び従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、取締役及び従業員の退職により当社グループの業務に影響が出る可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

##### 事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社グループが事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要なファクターであります。人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

#### (5) 経営成績

##### 社歴が浅いことについて

当社グループは平成15年4月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績及び財政状態だけでは、今後の当社グループの業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないと考えております。当社グループは、創薬支援事業及び創薬事業の研究開発活動を行ってきたことから、第1期(平成15年12月期)から第6期(平成20年12月期)まで当期純損失を計上しております。

なお、当社グループの経営成績及び財政成績は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

#### 特定販売先への依存について

当社グループの平成20年12月期における売上高の12.7%（平成21年12月期第3四半期連結累計期間においては11.6%）が万有製薬株式会社に対するものです。そのため、何らかの理由により同社の取引方針が変更され、当社グループとの契約更新の拒絶、解除その他の理由により契約の終了等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の仕入先への依存について

当社グループの主な継続的な仕入先としては、八洲薬品株式会社（平成20年12月期の仕入全体に占める割合：24.2%）（平成21年12月期第3四半期連結累計期間においては58.6%）が挙げられ、その依存度が高くなっております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。自然災害や不測の事態等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかつた場合、または、同社の経営方針が変更となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 輸出版売高と為替相場の変動について

当社グループの平成20年12月期における総売上高に対する輸出版売高の割合は40.3%（平成21年12月期第3四半期連結累計期間においては37.4%）と高くなっております。当社グループは、米国及び欧州等の製薬企業を顧客とするグローバルな販売活動を展開しており、これに伴い、米ドル等の外貨での売上が計上されますが、大きく円高に進むなどの為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### （6）知的財産権について

#### 創薬事業における知財リスク

当社グループが創製した化合物について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社グループの想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合、当社グループの事業方針及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 創薬支援事業における知財リスク

当社グループの保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合、当社グループの技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

#### 特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社グループが販売したキナーゼタンパク質やアッセイ用キットなどの製品、もしくは、当社グループが提供したプロファイリング・サービス\*などの中に、第三者が特許を保有するキナーゼなどがあつた場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止めや当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

\*クリスタルゲノミクス社とのX線結晶構造解析サービスに係る独占的販売契約が第3四半期連結会計期間に消滅していることから次の文言を削除しています。  
「やX線結晶構造解析サービス」

(7) 業界(バイオテクノロジー)

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社グループが保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の費用と時間を要することから、これにより当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(遺伝子組換え生物等規正法)が施行されました。当社グループのキナーゼタンパク質はリコンビナントタンパク質であり、当社グループの施設の一部は当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を採用するため、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与してゆく予定であります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成20年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,545株(本有価証券届出書提出日現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,510株)であり、平成20年12月末時点の発行済株式総数53,270株の4.8%に相当しております。(本有価証券届出書提出日時点の発行済株式総数53,305株の4.7%に相当しております。)

ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

平成20年12月末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「VC等」)が所有している株式数は21,889株存在し、平成20年12月末時点の発行済株式総数に占める比率は41.1%であります。(平成21年6月末現在、VC等が所有している株式数は20,476株、平成21年6月末時点の発行済株式総数に占める比率は38.4%であります。)一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社グループの公開後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

#### 事業所の一極集中について

当社グループは、本社機能及び研究開発機能を神戸市のポートアイランドに構えております。平成20年12月にそれらの機能を神戸国際ビジネスセンターから神戸バイオメディカルセンター（BMA）へすべて移転しました。BMAは平成7年阪神淡路大震災の教訓をもとに平成16年に建てられた十分な耐震性、防火体制、自家発電機能を備えたビルで、24時間の警備体制が取られています。当社グループのビジネスの鍵になるキナーゼ遺伝子すべてについては、それらが失われることがないよう、ビル内の異なる部屋で二重に保管されており、ビジネスに必要な機器及び装置などについては、損害保険がかけられております。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能及び研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合、当社グループの研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

#### 当社グループの設備に関わる長時間の停電等による業務及び製品への影響について

当社グループが研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質の製造及び保管ならびに化合物の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合、キナーゼタンパク質の製造の遅れにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質を保管している冷凍庫が止まり、これに伴いキナーゼタンパク質の失活により製品として出荷できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物の評価設備（測定機器、分注機器等）の稼働を止めることから、顧客への製品納入の遅れる可能性があり、これにより当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### 当社グループの技術の情報漏洩について

当社グループが保有するキナーゼタンパク質の製造技術やアッセイ開発に関する技術等は、何らかの形で人材の流出が起こった場合、技術情報が流出する可能性があり、製品開発や製造に遅延の可能性があります。また、人材の流出は、社外へのノウハウの流出の可能性が考えられ、模倣製品の出現の可能性があります。これらのことは、当社グループの技術的な優位性が維持できなくなることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 営業機密の漏洩について

当社グループが行う創薬支援事業におけるプロファイリング・スクリーニングサービスは、顧客である製薬企業から化合物の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社グループは、当社グループのすべての従業員との間においては顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社グループの信用低下を招き、当社グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

創薬研究と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社グループのプロファイリング・サービスの提供を望む顧客（製薬企業等）が当該サービスに係る契約を締結する際、当社グループが自ら創薬研究を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があり、その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、または事業別に分社せざるを得ない等の可能性が考えられます。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当事業年度の事業計画においても営業損失を見込んでおります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |                    |                              |                          |
|-------------------|--------------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第6期)      | 自 平成20年1月1日<br>至 平成20年12月31日 | 平成21年3月25日<br>近畿財務局長に提出  |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第6期)      | 自 平成20年1月1日<br>至 平成20年12月31日 | 平成21年6月4日<br>近畿財務局長に提出   |
| 四半期報告書            | 事業年度<br>(第7期第3四半期) | 自 平成21年7月1日<br>至 平成21年9月30日  | 平成21年11月13日<br>近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

カルナバイオサイエンス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 西 清

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 嘉 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会決議に基づき、平成20年3月24日を払込期日とする公募増資を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 勝基

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田勝基 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南方得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月13日開催の取締役会において、公募による新株発行並びにオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。